# 第1期

# 宝塚市 GIGA スクール活用推進計画

(案)

令和3年〇月 宝塚市教育委員会

# 目次

- 第1章 第1期宝塚市 GIGA スクール活用推進計画について
  - 1. 計画の趣旨
  - 2. 計画の位置づけ
  - 3. 計画の期間
- 第2章 教育の情報化と社会的背景の変化
  - 1. 教育の情報化
  - 2. 社会的背景の変化
  - 3. 計画の期間
- 第3章 市がめざす教育の情報化の方向性~方向性の3つの視点~
  - 1. 市の重点施策「ICT環境を活用した教育を展開します」に向けて
  - 2. 方向性の3つの視点
- 第4章 これからの教育の情報化の実現に向けた課題
  - 1. ICTを活用した「学び」の充実
  - 2. ICT 環境の整備
  - 3. 教員の ICT 活用指導力の向上
  - 4. 校務事務の効率化
  - 5. 情報セキュリティ等
- 第5章 取り組みの基本方針~教育の情報化推進に向けた3つの柱~
- 第6章 推進に向けた具体的取り組み
- 第7章 推進体制
- 第8章 ICT端末及び通信環境等

# 第|章 第|期宝塚市 GIGA スクール活用推進計画について

### 1. 計画の趣旨

情報通信技術(以下「ICT」という。)の目覚ましい進歩により、経済社会・生活のあらゆるところに急速な情報化が進み、情報や情報手段を適切に活用できる能力、さらに情報社会の進展に主体的に対応できる能力が求められています。

Society5.0 時代に生きる子どもたちにとって、教育における ICT を基盤とした先端技術などの効果的な活用が求められる一方、学校の ICT 環境は遅れ気味であり、自治体間の格差も大きく広がっています。そのため国は令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律の ICT 環境を急務とし、GIGA スクール構想を打ち出しました。

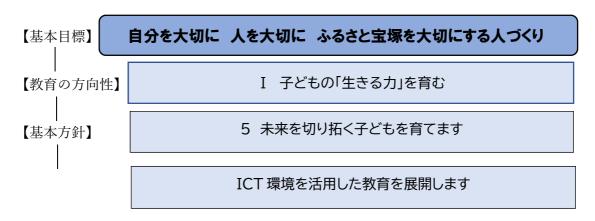
こうした国の動向を踏まえ、本市においても「宝塚市 GIGA スクール活用推進計画(令和3年度~令和5年度)」(以下、「本計画」という。)を策定し、視点や具体的な取り組み等を明確に示していきます。

## 2. 計画の位置づけ

市では、平成22年度(2010年度)に、教育振興に関する中期的な総合計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「宝塚市教育振興基本計画」を策定し、本市の特色を活かしながら、教育の理念となる基本目標と計画期間の10年間を見通した4つの教育の方向性を定めました。

この計画期間が令和2年度(2020年度)で終了することから、10年間の取組み状況を 総合的に点検・評価を行い、令和3年度(2021年度)以降の取り組みについて、「第2次宝 塚市教育振興基本計画」が策定されました。

本計画は、「第2次宝塚市教育振興基本計画」の方向性 I、基本方針5「未来を切り拓く子どもを育てる」で重点的に育成する力の一つ「情報活用能力」に関する取組み「ICT環境を活用した教育の展開」を具体化するアクションプランとして位置づけます。また、学校教育情報化の推進に関する法律第5条に基づく「学校教育情報化推進計画」としての位置づけも合わせもちます。

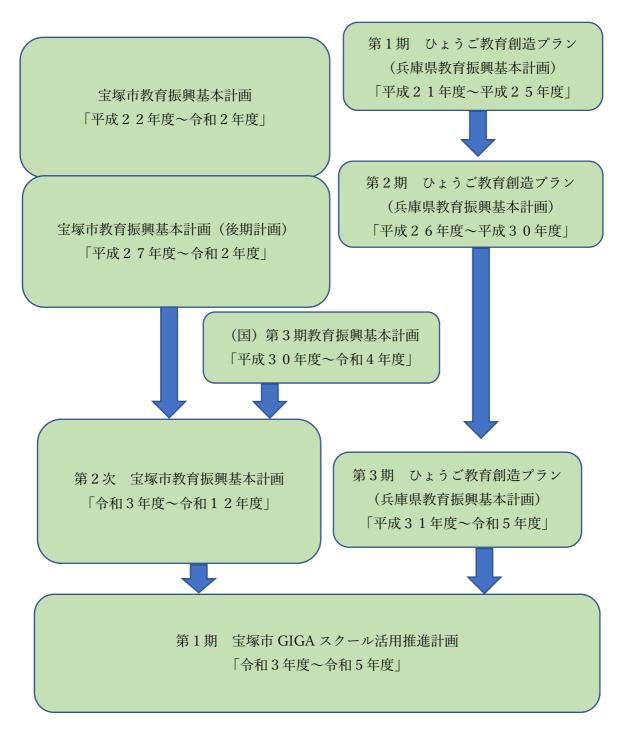


## 【重点施策】

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。ただし、教育の情報化は情報技術の著しい進展とともに国の各種政策に密接に関連し、また、財政的な側面を考慮する必要があることから、実施期間中であっても必要に応じて見直しを図るなど、柔軟で実効性のある計画としていきます。

# 【計画の関連図】



# 第2章 教育の情報化と社会的背景の変化

## 1. 教育の情報化

「教育の情報化」とは、情報通信技術の時間的・空間的制約を超え、双方向性を有する、 カスタマイズを容易にするといった特徴を生かして、教育の質の向上を目指すものであり、 具体的には、次の3つの側面から構成され、これらを通して教育の質の向上を図るものです。

- ①情報教育:子どもたちの情報活用能力(情報モラルを含む)の育成
- ②教科指導における ICT の活用:教員が ICT を活用した分かりやすく深まる授業の実現
- ③校務の情報化:教員が ICT を活用した情報共有により、きめ細やかな指導を行うこと や校務の負担軽減等併せて、上記の教育の情報化の実現を支える基盤として
  - ・教員の ICT 活用指導力等の向上
  - ・学校の ICT 環境の整備
  - ・教育情報セキュリティの確保 などの3点を実現することが極めて重要です。

## 【教育の情報化が目指すもの】



出典:文部科学省『今後の教育の情報化に向けた学校 ICT 環境整備等について』より

#### 2. 社会的背景の変化

近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的になり、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展するようになってきています。とりわけ、第4次産業革命といわれる人工知能ビッグデータ、IoT等の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」と言われるほど変わる「Society5.0」時代の到来が予測されています。

このような急激な変化に対し、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身にとらえるのではなく、主体的に選択し、活用していく力が求められています。今の子どもたちが活躍するころの社会では、AI やロボット、IoT などをはじめとする情報技術は、生活の中で当たり前のものとして存在していると考えられ、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性は一層高まっていくことになります。

このように、社会生活の中で ICT を日常的に活用することが当たり前となる世の中で、社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには学校の生活や学習においても日常的に ICT を活用できる環境を整備し、活用していくことが不可欠です。さらに、ICT は教員の働き方改革や特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援などの側面にも欠かせないものとなっています。

これからの学びにとって、ICT はマストアイテムであり、ICT 環境は鉛筆やノート等の 文房具と同様に教育現場においては不可欠なものであることを深く認識し、その整備を推 進していくとともに、学校における教育の情報化を推進していくことは、今後の本市の将来 に大きな影響を与えるものです。

#### 3. GIGA スクール構想

GIGA スクール構想とは以下のようなものです。

- ①児童生徒への1人1台の端末配布
- ②高速大容量の通信ネットワーク
- ③公正に個別最適化された学び
- ④全国の学校現場に持続的に実現させる構想

# GIGAスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

学習活動の一層の充実

主体的・対話的で深い学びの視点からの

授業改善

「1人1台端末」ではない環境 「1人1台端末」の環境 ・教師は授業中でも一人一人の反応を 教師が大型提示装置等を用いて 学び 把握できる 斉学 説明し、子供たちの興味関心意 0 →子供たち一人一人の反応を踏まえた、 欲を高めることはできる 深化 習 双方向型の一斉授業が可能に ・各人が同時に別々の内容を学習 ・全員が同時に同じ内容を学習す ・個々人の学習履歴を記録 別学 る(一人一人の理解度等に応じ →一人一人の教育的ニーズや、 た学びは困難) 学習状況に応じた個別学習が可能 学び 0 転換 一人一人の考えをお互いに リアルタイムで共有 働学 子供同士で双方向の意見交換が可能 ・意見を発表する子供が限られる →各自の考えを即時に共有し、多様な 意見にも即時に触れられる

出典:文部科学省リーフレット「GIGA スクール構想の実現へ」より

### 4. 学習指導要領と教育の情報化

これまでの

教育実践の蓄積

ICT

×

平成28年の中央教育審議会答申においては「言語能力」等と同様に教科を超えた全ての 学習の基盤として育まれ活用される資質・能力の一つとして「情報活用能力」を掲げ、「教 育課程全体を見渡して組織的に取り組み、確実に育んでいくことができるようにすること が重要である」とし、学習指導要領などに反映していくことが提言されました。 これらを踏まえ、小・中・高等学校の学習指導要領において、「児童・生徒の発達段階を 考慮し、情報活用能力(情報モラルを含む)等の学習基盤となる資質・能力を育成していく ことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科横断的な視点から教育課程の編成を図る」 こととされました。

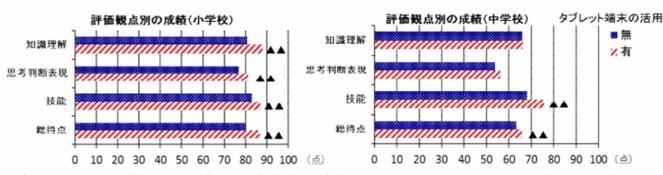
## 5. 教育における ICT 活用の特性及び強み

教科等の指導における ICT 活用の主な特性・強みは下記のとおりです。

- ①多様で大量の情報を収集、整理、分析・まとめ、表現することができ、カスタマイズが容易であること。
- ②時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信でき、時間的・空間的制約を超えること。
- ③距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやり取りができるという双方向性を有する こと。

この特性・強みにより、①については文章の編集、表・グラフの作成、プレゼンテーション、調べ学習、試行の繰り返し、情報共有を、②については思考の可視化、学習過程の記録、ドリル学習を、③については瞬時の共有、遠隔授業、メールの送受信等を可能としています。このような ICT の特性・強みを主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善につなげていくことも期待できます。

教科等の指導における ICT 活用の効果については、以前より効果検証の調査が行われてきています。例えば「ICT を活用した教育効果の検証方法の開発 成果報告書」(平成 27 年3月文部科学省)では、実証校 7 校で、1人1台のタブレット型の学習者用コンピュータ等を活用した場合の効果を検証しています。この調査報告書では、タブレット型の学習者用コンピュータを活用した場合と活用しない場合で、各教科の客観テストの結果を比較したところ、タブレット型の学習者用コンピュータを活用した場合の方が総得点が高いという調査結果となっています。



※「評価観点別の成績」とは、授業後の客観テストを「知識理解」、「思考判断表現」、「技能」等の観点から出題」、それぞれの観点における合計得点を100点に換算したもの。
※▲▲: 統計的な検定手法を用いてICTの効果を評価し、ICTを用いた方が有意水準1%で成績が伸びている(= ICTを用いた方が成績が伸びたと誤って判断している確率は1%)

出典: 文部科学省『教育の情報化に関する手引き』より

なお、同調査研究では、児童生徒を対象とした ICT 活用スキルに関する意識調査を行っており、実証事業実施後には、ICT 活用スキルが向上し、コンピュータの基本的な操作に関する技能等が身についたという結果となっています。小学校学習指導要領の総則においては、各教科等の特質に応じて、「児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動」を実施することとしていますが、このように児童生徒が ICT 機器を日常的に活用する機会を設けることにより、情報手段の基本的な操作を習得することにつながる効果も期待されます。

# 第3章 市がめざす教育の情報化の方向性 ~方向性の3つの視点~

## 1. 市の重点施策「ICT環境を活用した教育を展開します」に向けて

文部科学省は、令和 2 年 4 月 1 0 日に「新型コロナウィルスによる緊急事態宣言を受けた ICT 活用及び整備について」を発出し、先述のとおり、ICT の活用により全ての子どもた ちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、GIGA スクール構想を加速化することと し、市は令和 2 年度に児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末の整備を実現しました。

子どもたちの多様なニーズに応じた個別最適化された学びを実現するために、課題や目的に応じて、身近な ICT 機器を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断し活用できる「情報活用能力」を育成します。また、教員を対象に効果的な ICT 機器の活用方法や情報セキュリティ・著作権等の実践的な研修を開催し、啓発に努めます。

#### 2. 方向性の3つの視点

#### ①新しい学びの構築

各学校がICTを活用し、学習の基盤となる資質・能力(情報活用能力も含む)だけではなく、児童生徒の主体的・対話的で深い学び等に資する協働型授業を実現し、多様性を認め、現代的な諸課題の発見や解決に挑む資質・能力の育成を図ることができるよう支援を行います。

## ②個々に応じたきめ細やかな教育

多様化する児童生徒一人ひとりの学習ニーズや個性等に応じた教育の質の向上を目指して、デジタル機材などの活用により、自分にあった課題や速度で学習できるように個々に応じた学習を支援します。

また、配慮の必要な子どもたちへのきめ細かな支援や興味関心に寄り添った指導等、個々の児童生徒の状況にも対応できるように努めます。

## ③ICT 活用の加速化

教員一人ひとりが日常的に ICT を活用する組織風土を醸成することは、新しい学びやきめ細やかな教育を構築する上での前提条件となります。そのためには、教員一人ひとりが、新たな学びの可能性を実感し、様々な場面で ICT を活用する組織風土を広げていくことが求められます。

また、ICT環境は校務の効率化を図る上でも重要な要素です。学校におけるICTを活用した取組の活性化は、学習場面での活用にとどまらず、教員の校務における負担軽減を図り、ゆとりをもった質の高い指導につながる側面があります。

取り組みの加速化とともに、すべての教員にとって利便性が高く、扱いやすい最適な環境を構築し、教員の負担軽減を図ることで、児童生徒一人ひとりに寄り添い、意欲を引き出す教育を実現します。

## 学校における ICT を活用した学習場面



出典:文部科学省『教育の情報化に関する手引き 一追補版一 』より

# 第4章 これからの教育の情報化の実現に向けた課題

## 1. ICT を活用した「学び」の充実

ICT を様々な学習場面で、どのように活用するのか、効果的な指導方法を確立することが極めて重要です。また、コロナ禍など先の見えない社会情勢において、児童生徒とのオンライン授業の備えは喫緊の課題ですが、ICT 環境はオンライン授業のためだけのものではありません。予測困難な未来社会を見据え、子どもたちの学びを支え、蓄積し、変革させていくものでもあります。

#### 2. ICT 環境の整備

コロナ禍において、オンライン授業をはじめ、1人1台のタブレット端末の配備を前提とした対策の必要性が顕在化しており、GIGAスクール構想で示された目標の達成に向けた取り組みが急務です。

## 3. 教員の ICT 活用指導力の向上

ICT を活用した効果的な指導については、全国的にみても実証的な研究が十分とは言えません。子どもたちが教え合い学び合う「協働学習」、一人ひとりの個に応じた「個別学習」、 障碍のある児童生徒の特性に応じた活用など、実証的な研究を積み重ねるとともに、教育現場で実践するための教員のスキルアップが必要です。

## 4. 校務の効率化

学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員の長時間勤務は深刻化しており、学校における教員の働き方改革を進めています。教員が一人ひとりの子どもに向き合う時間を確保するため、ICTを有効に利活用し、より一層の校務の効率化を図ります。

#### 5. 情報セキュリティ等

教職員や児童生徒の情報モラルを育むこと、情報セキュリティの仕組みをしっかり構築し、ICT を安心して使える環境を整備します。また、ICT 活用による児童生徒の健康面への影響等に配慮する必要があります。学校と家庭が適宜情報共有を図った上で、連携して取り組むことが必要です。

# 第5章 取り組みの基本方針 ~教育の情報化推進に向けた3つの柱~

## 基本方針 I ICT による新たな学びの実現

情報技術が飛躍的な進展をみせる社会状況を踏まえ、児童生徒が ICT を使いこなし、必要な情報を収集、活用し、感性や創造性を生かしながら課題解決できる力を育むことが重要です。

ICT 教育研究モデル校での施行実施等、実践的な研究を通じて授業や家庭学習での活用 方策を具体化し、いわゆるウィズコロナ、ポストコロナ時代における新たな指導方法等をデ ザインします。

また全市内小中特別支援学校への取り組みの普及に向け、研修等を通じて教員の実践力向上を図るとともに、児童生徒が自立的に ICT 機器を活用できるよう発達段階に応じた指導を行います。

これらの取り組みを通じ、学びを保障するとともに、児童生徒が ICT 環境を様々な教育 場面で使いこなし、自分の考えをまとめ、話し合い、課題解決する情報活用能力を育てます。

## 基本方針Ⅱ 学校における ICT 活用の促進

ICT 環境を改善し、校務の効率化を図ることは重要です。

市では、校務の効率化のみならず、個別最適化された学びの実現や、情報の一元管理よる 学習評価制度の構築等、教育ニーズに応じた新たなシステムの導入に取り組みます。さらに、 働き方の見直しの観点から、アンケートや配布文書のペーパレス化等の研究を進めます。

これらの取り組みを通じ、教員の負担軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を確保し、きめ細かな指導につなげることで、良質な教育環境の実現を図ります。

### 基本方針Ⅲ 教員の ICT 活用による指導力の向上

児童生徒の情報活用能力育成のためには、教員の ICT 活用能力の向上が必要不可欠となります。教員に必要な ICT 活用能力は ICT を効果的に活用する授業づくりをはじめ、校務の効率化などにもつながるものであり、全ての教員に求められるものです。

文部科学省は、教員が身に付ける能力として「授業中に ICT を活用して指導する能力」はもちろん、「教材研究や校務などで ICT を活用する能力」「児童生徒が ICT を活用して効果的に学習が進めることができるよう教員が指導する能力」「情報モラルやセキュリティなどを指導する能力」を挙げています。

市では全ての教員のICT活用能力の向上を目指した研修・研究体制を構築するとともに、 早期にICTを効果的に活用した授業ができるように取り組んでいきます。

# 第6章 推進に向けた具体的取り組み

市の教育振興基本計画における重点施策「ICT 環境を活用した教育を展開します」を通じ、基本目標「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切にする人づくり」を実現するために、3つの視点のもと、3つの基本方針を取り組みの柱とし、8つの具体的取り組みを展開します。

視点①新しい学びの構築 視点②個々に応じたきめ細かな教育 視点③ICT活用の加速化



# 宝塚市 GIGA スクール活用推進計画

基本方針I

ICTによる新たな学びの 実現

- •モデル校や自主研究会での試行実施
- •個別最適化された学びの実現
- •遠隔地との交流やオンラインによる出前授業

基本方針II

学校におけるICT活用の 促進

- •ペーパレス化
- •学校行事のオンライン配信
- •家庭との連絡手段

基本方針III

教員のICT活用による指 導力の向上

- •スモールステップの履行
- •研修の実施
- •推進体制の構築

## 基本方針I ICT による新たな学びの実現

## 具体的取り組み1 モデル校や自主研究会での試行実施

## (1) 現状

市内全学校の全児童生徒にタブレット端末を配備し、タブレット端末を活用した授業の構築に取り組んでいます。

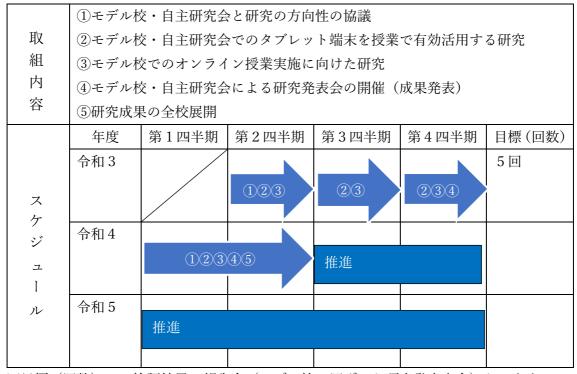
## (2) めざすべき姿

モデル校(TGS、実証研究校等≪第7章参照≫)で、児童生徒1人1台のタブレット端末環境における「授業での活用」「家庭での活用」「オンライン授業」等の実践的な研究を進めます。具体的には、通常時の各教科等におけるICTの活用方法や家庭におけるタブレット端末の活用について研究を行い、発表していきます。また有志の教員たちで自主研究会を発足し、それぞれのアイデアをもとにICTを活用した授業案等を検討し、発表していきます。その中で、市として取り組むべきものについては、積極的に実施していきます。

## (3)課題

活用場面や活用する内容等、タブレット端末を授業で日常的に有効活用するための実証的な研究が必要です。また、先行事例等も踏まえ、タブレット端末を家庭で有効に活用するための研究、臨時休業中にオンライン授業を行うための研究が必要です。

### (4) 取組内容及びスケジュール



※目標(回数)は、検証結果の報告会(モデル校1回ずつと研究発表大会)とします。

## 具体的取り組み2 個別最適化された学びの実現

### (1) 現状

今の授業では紙のプリントやドリルを使った学習が主流になっており、児童生徒一人ひとりの進度に合わせた学びには対応により工夫が必要です。。

## (2) めざすべき姿

デジタル教材を使用することにより、苦手な分野を特定したり、前学年に戻って復習したりするなど、個別最適化された学びが簡単に実現できます。教員が学習を支える多様なアプリケーション等について理解したうえで、場面に応じて積極的に活用します。また、持ち帰り学習でも利用できることから、家庭学習としても活用していきます。

## (3)課題

学習用コンテンツの授業内での有効な活用方法の検討をしていくことが必要です。

モデル校における研究成果を踏まえ、全校で学習用コンテンツ等を活用した授業等を実施できるよう、取り組みを拡大していきます。また、スタディログが収集できることから、 有効に利活用できるための研究を進めます。

### (4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	①授業におけるデジタルドリルの利用 ②持ち帰り学習での利用 ③モデル校によるスタディログの利用検証 ④モデル校の検証結果を受けた各校の取り組み拡大					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	目標 (時間)
スケジ	令和 3		1 推進	2	3	1時間/日
ュールル	令和 5	推進	1年7年			

※目標(時間)はスタディログより検証します。

※15 分(朝学習) +45 分(授業) =1 時間/日と考え、持ち帰り学習での利用は学齢により 差が出ることから含みません。

## 具体的取り組み3 遠隔地との交流やオンラインによる出前授業

## (1) 現状

本市で令和4年度に統廃合する小学校があります。この2校の小学校間で頻繁に行き来はできませんが、ICTを活用することで、同じ授業を受けたり、意見を交換したりすることができます。また、コロナ禍のため、全学校で修学旅行や校外学習には移動や接触における制限があります。そこで、専門家等の外部人材の活用や博物館や美術館等と連携した学習等、遠隔にある教育資源を効果的に取り入れる必要があります。

## (2) めざすべき姿

ICT を活用して、行政や各業界団体による専門家の出前授業を取り入れることや、他の学校と合同で授業を行う機会を設けて、協働して学習に取り組んだり、多様な意見に耳を傾けたりすることで、児童生徒の学びを深めていきます。時間や距離の制約から自由になることを一層生かした授業づくりができるよう様々な施設と連携を進めていきます。

## (3)課題

児童たちが交流や協働作業を行うにあたり、計画の立案を進めていくことが必要です。また、平和教育や防災教育、国際理解教育、情報モラル教育等で利用するコンテンツの選定、 美術館、コンサート等のオンラインや動画視聴などによる参観の実施をしていきます。

### (4) 取組内容及びスケジュール

取組内容	①統廃合校にて合同授業等の計画や立案 ②統廃合校の有効活用例を全校展開 ③授業や学校行事における動画視聴 ④平和教育・防災教育・国際理解教育・情報モラル教育等での活用推進					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	目標(回数)
	令和3					11 回
ス				134		
ケ						
ジ	令和4					
ユ		234	推進			
1						
ル	令和 5					
	推進					

※目標(回数)は、統廃合校の合同授業を2・3 学期に1回ずつ、平和学習等の利用を市内 学校(37 校)の1/4 程度と考えます。

## 基本方針Ⅱ 学校における ICT 活用の促進

## 具体的取り組み 1 ペーパレス化

## (1) 現状

各校や教育委員会から送付するもの全てが紙面によるものとなっています。アンケート についても、紙面による回答となっています。回収したのち、データを整理する作業などに 多くの労力がかかっています。

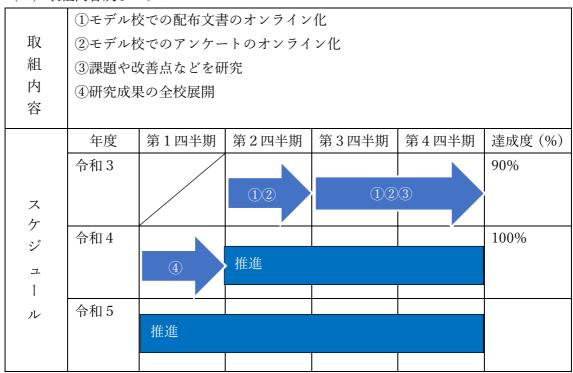
## (2) めざすべき姿

モデル校(TGS、実証研究校等)で、児童生徒1人1台のタブレット端末環境における配布文書のペーパレス化、オンラインにおけるアンケートの実施等の実践的な研究を進めます。ペーパレス化を実現することで、教員の業務改善にもつなげていきます。

## (3)課題

アンケートによっては、保護者への伝達方法をどのように行うべきか検討が必要です。また、教員に向けて QR コードの作成の仕方や、データ処理・管理の方法等の研修が必要です。

## (4) 取組内容及びスケジュール



※目標(達成度)について、家庭の通信環境の整備状況にもよることから、紙を完全に廃止するというものではありません。

## 具体的取り組み2 学校行事のオンライン配信

## (1) 現状

コロナ禍のため、学校行事も密を避けるため、来場者を制限したり、来場を断ったりする 場合が多くなっています。児童生徒の様子が見たい保護者も、あきらめざるを得ない現状が あります。

## (2) めざすべき姿

保護者や児童生徒が炎天下での運動会や体育大会の観戦を避けるため、体育館等で大型 テレビで配信することが考えられます。

また、運動会や体育大会に限らず、文化発表会や授業参観、個人懇談等で、不登校等の配慮を要する児童生徒が家庭で参観したり、担任等と意見交換をしたりすることも可能です。

## (3)課題

肖像権等の問題や、配信するための環境が十分ではないため、モデル校での研究を実施し、 今後の方向性を示す必要があります。

## (4)取り組み内容及びスケジュール

取	①各校にて「Teams」活用方法の検討					
組	②モデル校にて実証研究を実施					
内	③モデル村	交の研修成果を	:受けた各校の	取り組み拡大		
容						
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	目標(回数)
	令和3					3 回
ス			1	2		
ケジ	令和 4					
ュ		3	推進			
1						
ル	令和 5					
		推進				

※目標(回数)は、モデル校でオンライン配信を実施した回数とし、運動会、文化祭、卒業式の配信と考えます。

具体的取り組み3 家庭との連絡手段

検討中

# 基本方針Ⅲ 教員の ICT 活用による指導力の向上

## 具体的取り組み1 スモールステップの履行

## (1) 現状

授業の中でタブレット端末の各種機能をどのように活用すればよいか、教員の理解を深める必要があります。また、各教員の ICT 活用能力には個人差があるため、研修等により改善を図る必要があります。

## (2) めざすべき姿

## 【タブレット活用スモールステップ表】

	「佰用ハモールハナナノス」			
ステップ	内	容		
	授業支援ツール	デジタルドリル		
1	児童生徒に教科書の QR コード、カ	児童生徒に自由学習機能を利用させ		
	メラ機能を利用させることができる	ることができる		
2	ワークシートや資料の配布機能、提出	クラスに対して「確認テスト」を指示		
	機能を利用し、全体に提示することが	することができる		
	できる			
3	プレゼンテーション機能(「発表ノー	学習履歴を分析し、個別の指導に活か		
	ト」・「シンプルプレゼン」等)を用い	すことができる		
	て学習活動が展開できる			
4	SKYMENU クラウド機能 (「発表ノー	振り返り機能、コミュニケーション機		
	ト」・「シンプルプレゼン」・「ポジショ	能を活用して学習の意欲付けができ		
	ニング」・Microsoft Power point 等)	3		
	を用いて学習活動が展開できる			
5	様々な機能を用いて、授業の中で、創	デジタルドリルと授業や他の学習活		
	造的な授業支援ツールの活用ができ	動と関連付けた活用ができる		
	3			

【タブレット活用スモールステップ表】のステップ3にすべての教員が到達し、導入されているタブレット端末を、場面に応じて有効に活用します。

すべての教員の効果的な ICT 活用が促進されるよう研修や公開授業などの取り組みを進め、学びの質の向上を図るとともに教員間格差を解消します。

また、学期末に全教員に向けたアンケートを実施し、ICT活用能力を把握し、不安を感じている教員には研修の実施等でフォローする体制をつくります。

ICT 支援員に協力していただき、放課後の自主的研修や授業でのフォローアップをします。

## (3)課題

全教員がタブレット端末を活用した授業やオンライン授業を実施する技術を習得し、日常的に ICT を活用する組織風土を醸成するため、教員が ICT の効果を実感しスキルアップを図る研修等のさらなる強化策が必要です。また、ナレッジの共有やモデル校の公開授業発表などを通じて、全校に伝えることが必要です。

## (4) 取組内容及びスケジュール

取 組 内 容	<ul> <li>①スモールステップ1の履行</li> <li>②スモールステップ2の履行</li> <li>③スモールステップ3の履行</li> <li>④スモールステップ4の履行</li> <li>⑤スモールステップ5の履行</li> </ul>					
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	達成度 (%)
	令和 3					70%
ス				123		
ケ						
ジ	令和4					100%
ュ		34	5	推進		
1						
ル	令和 5					
	推進					

## 具体的取り組み2 研修の実施

### (1) 現状

ICT を活用した教育の取り組みが加速しているため、変化する学習の在り方に管理職を含め、教員が対応しきれていません。そのため、得意な教員と苦手な教員の間に活用の上での格差が生まれています。

#### (2) めざすべき姿

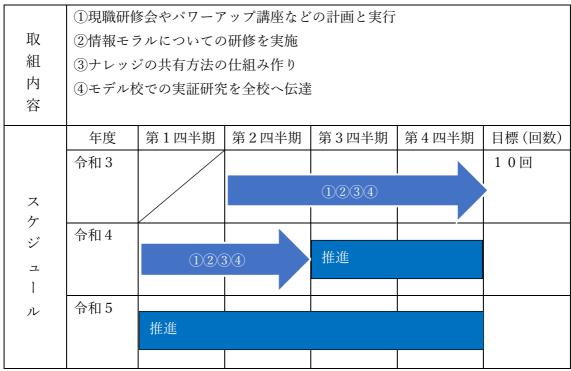
TGS や実証研究校などのモデル校で実践的な研究を行い、その成果を全校に伝えていきます。また、全教員向けにナレッジの共有など、さまざまな形を通じて情報提供していきます。

また、教育委員会主催で、現職研修会やパワーアップ講座を実施します。今後教員に必要 と思われる力(情報モラルを含む)を吟味し、計画していきます。

## (3)課題

ICT活用はもちろんのこと、児童生徒の主体的・対話的で深い学び等に資する学習につなげていく必要があります。子どもたちが教え合い学び合う「協働学習」、一人ひとりの個に応じた「個別学習」、支援の必要な児童生徒の特性に応じた活用など、実証的な研究を積み重ねるとともに、教育現場で実践するための教員のスキルアップが必要です。

#### (4) 取組内容及びスケジュール



※目標(回数)は現職研修会等の教職員向けの ICT 活用における研修の回数と考えます。 ※1回(現職研修会)+3回(管理職研修会)+3回(情報教育講座)+1回(研究発表大 会)=8回とあと2回以上を目標とします。

## 具体的取り組み3 推進体制の構築

## (1) 現状

ICT を活用した教育を展開するためには、環境整備、活用指導力の向上、教育課程の位置づけ等、様々な分野にわたり、市の教育に関わる今後の方向性を定めていく必要性がありますが、情報共有及び実践をしていく仕組み作りが十分ではありません。

### (2) めざすべき姿

市として統一して推進できるための仕組みをつくります。

方向性を迅速に定め、スムーズに全校へ周知できるようにするため、体制を構築します。

## (3)課題

GIGA スクール構想の推進に向けて、市全体が一体となって取り組まなければなりません。本部や各部会の周知ができていないため、どのような動きが市で行われているのか教員が把握できていません。またそれぞれの部会がうまく連携できるように、役割や方針を明確に伝えていく必要があります。

## (4) 取組内容及びスケジュール

取	①本部と各部会の策定					
組	②定例会議の実施					
内	③全校への	の決定事項や成	(果報告の伝達			
容						
	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	目標(回数)
	令和3					9 回
			1	23		
スケ						
ジ	令和4					
ュ		3	推進			
1						
ル	令和 5					
		推進				

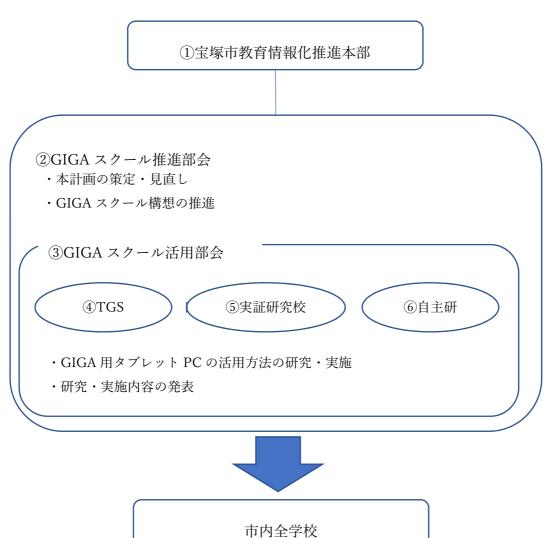
※目標(回数)は宝塚市教育情報化推進本部、GIGA スクール活用部会(GIGA スクール推 進部会を含む)の定例会議の実施回数と考えます。

※宝塚市教育情報化推進本部会、GIGA スクール活用部会、GIGA スクール推進部会を四半期に1回ずつ開催するものと考えます。

## 第7章 推進体制

本計画を実施していくために、これまでのように各教員、各学校で取り組めばいいものではなく、宝塚市として統一して推進できるための仕組みづくりが必要となるため、下記のような推進組織体制を構築します。

## (体制図)



## ①宝塚市教育情報化推進本部

教育長はじめ教育委員会の部長や室長、情報工学担当学校長で構成し、本市における教育情報化を計画的かつ組織横断的に推進することを目的とします。また、GIGA スクール構想を推進していくため、GIGA スクール推進部会から得た有効な情報や取り組み等を市内学校へスムーズに伝達できるように働きかけます。

## ②GIGA スクール推進部会

教育委員会の各部の課長とそれぞれの担当係長により構成し、本計画の策定・見直し及び GIGA スクール構想の推進を図ることを目的とします。GIGA スクール活用部会で研究、実施した内容をもとに、市としてどのように実施していくべきかを検討します。

## ③GIGA スクール活用部会

年間数回程度の研究会や研修会、ワークショップなどを実施し、取り組みを共有・深化する場をつくり、有用と思われる内容については、TGS リーディング・プロジェクト校や実証実験校などで検証していきます。

## ④TGS(宝塚市版 GIGA スクール) リーディング・プロジェクト校

他市で行われている先進的な授業実践等や、GIGA スクール活用部会で検討した内容を学校単位で取り組んでいき、研修会や発表会等を通じて市内学校へ伝えていきます。

## ⑤実証研究校(委嘱研究校)

臨時休校時におけるオンライン授業の在り方やタブレット端末の活用方法について、研究に取り組みます。

## ⑥自主研究会

市内教職員を中心に、タブレット端末を中心とした学校の ICT 教育、または業務改善等について研究していきます。

# 第8章 ICT 端末及び通信環境等

## (1) ICT 端末

令和2年度において、「GIGA スクール構想」に基づき、全児童生徒に対し1人1台の ICT 端末を配備しました。その端末等の詳細情報は以下のとおりです。

## <配備端末等>

### ①導入端末

タブレット PC: NEC 社製

OS	Windows10 Pro Education	
画面	11.6 インチ	
重さ	約 1.278kg	
サイズ	$294.6(W) \times 209.6(D) \times 20.4(H)$ mm	
カメラ	インカメラ・アウトカメラ搭載	

### ②導入ソフト

・デジタルドリル (ミライ・シード ((株) ベネッセコーポレーション))

校内はもちろん校外でも利用可能なデジタルドリルです。授業内での振り返り、確認 テストでの利用や自宅への持ち帰り学習での利用も可能です。また、自動採点機能を 有しており、教員の負担軽減にもつながります。

- ・授業支援ソフト(SKYMENU Cloud((株) Sky)) タブレット PC を用いた授業において、児童生徒の意見集約や、共有をスムーズに行うといった様々な機能を提供するツールの総称です。
- · Microsoft 365 Education GIGA Promo (Word、Excel、PowerPoint、Teams 等 (Microsoft 社))

文書作成、表計算、プレゼンテーション、コミュニケーション等に使用するソフトウェアです。

- ・フィルタリングソフト(i-FILTER@Cloud(デジタルアーツ社)
  不適切な Web ページへのアクセスを制限するためのソフトウェア。クラウドサービスであるため、学校外からの Web ページへアクセスした際も校内と同様のフィルタリングが適用されます。
- ・ウイルス対策ソフト (エフセキュア (エフセキュア社))

コンピュータウイルスから端末を守るためのソフトウェアです。

### (2)通信環境

## ①各学校における通信環境

校内にある普通教室、体育館にはすべて無線アクセスポイントを設定し、特別教室については、各学校の要望に応じて無線アクセスポイントを設置しています。学校のインターネット回線を利用する場合は、1 Gbps のベストエフォート型でそれぞれの学校から直接インターネットへ接続されます。

#### ②モバイルルーター

モバイルルーターについては、長期間の臨時休校となった場合の学習保障として、通信環境が整備されていない家庭に対して貸し出しを行うこととしています。GIGA用タブレット端末を貸し出す際に、臨時休校時における通信機器貸与申請書によって、貸し出しの事前登録を実施します。休業が決定した場合、迅速な対応ができるよう、事前に必要な台数を各学校へ配布します。なお、通信費についてはご家庭で負担いただきます。